

堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第62条第2項を次のように改める。

- 2 令第8条及び第9条の規定は、この章の規定の適用を受ける防火対象物について準用する。この場合において、令第8条中「この節」とあるのは「この章」と、令第9条中「この節（第12条第1項第3号及び第10号から第12号まで、第21条第1項第3号、第7号、第10号及び第14号、第21条の2第1項第5号、第22条第1項第6号及び第7号、第24条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号、第25条第1項第5号並びに第26条）」とあるのは「この章（第65条第1項第1号、第66条第1項第4号、第68条第1項及び第69条第1項）」と読み替えるものとする。

第62条第3項を削る。

第65条第1項第1号中「が、主要構造部」を「が、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。））」に、「主要構造部を耐火構造とした」を「特定主要構造部を耐火構造とした」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「、若しくは」を「、又は主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が」に、「もの又は」を「もの及び」に改める。

第68条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。